

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生企第62号

令和3年2月1日

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の運用上の留意事項 について（通達）

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号。以下「法」という。）の運用上の留意事項については、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の運用上の留意事項について（通達）」（平成29年12月26日付け熊生企第1171号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、引き続き下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、旧通達は廃止する。

記

1 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案としての対応

私事性的画像記録等に係る事案は、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に該当する場合があるものと考えられるところ、相談や被害の届出を受理した際は、事案の背景等を十分聴取の上、「人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応について（通達）」（平成29年3月31日付け熊生企294号）等に基づき、被害者の安全確保を最優先とした積極的な対応を推進すること。

2 公表された私事性的画像記録の削除

私事性的画像記録がインターネットを通じて公表された場合の被害者の要望は、まずもって当該画像の削除である場合が多いと考えられることから、警察としても、被害の継続・拡大を防止するため、私事性的画像記録に係る相談を受理した場合には、捜査上の支障等がない限り、速やかに、当該画像の削除申出方法等を教示し、警察が直接削除依頼を行うことが適当と認められる場合には、「「インターネット上の違法情報及び有害情報に関する削除依頼実施要領」の改訂について（通達）」（平成30年4月2日付け熊サ対第325号）に基づき、サイト管理者等に対する迅速な削除依頼を実施するなど、当該画像の流通・閲覧防止のための措置を執ること。また、同種行為の再発を防止する観点から、証拠物件の還付等の際には加害者の手元に当該私事性的画像記録等が残らないようにすること。

3 取締り

(1) 捜査運営

私事性的画像記録等に係る事案については、私事性的画像記録等の公表は被害者に重大かつ回復困難な被害が生じることから、被害者の要望を十分踏まえつつ、厳正な捜査を行うこと。特に、私事性的画像記録を公表する行為はインターネットを通じて行われる場合が多いと考えられることから、捜査の初期段階からサイバー犯罪対策課等と連携して的確な捜査を推進すること。また、広域的な捜査が必要となると考えられることから、効率的な捜査を実施するため、共同捜査及び

合同捜査を積極的に推進すること。

(2) 関連事業者に対する刑事責任の追及

インターネットを利用した私事性的画像記録の公表事案において、自らが管理する掲示板に私事性的画像記録の投稿を促したり、削除依頼を受けながらあえて私事性的画像記録を放置しているなど悪質なサイト管理者、サーバ管理者等の関与が認められる場合には、当該事業者に対しても、共同正犯、幫助犯等の適用を視野に入れた積極的な捜査を行うこと。

4 支援体制の整備等

(1) 警察の相談窓口の体制整備等

私事性的画像記録等に係る相談については、警察本部及び警察署に設置している総合的な相談窓口のほか、少年相談、サイバー犯罪相談、性犯罪被害者相談等の個別の相談窓口でも受ける可能性があることから、各相談窓口において相談対応に従事する職員に対して、処罰規定の内容、捜査における配慮、送信防止措置の内容等について確実に周知徹底を図るとともに、事件化が必要な場合には執るべき措置を速やかに講じることができるよう、相談等へ適切に対応できる体制の整備に努めること。

(2) 告訴受理体制の整備等

告訴の受理については、警察本部及び警察署において、迅速・的確に対応するための体制が整備されているところ、私事性的画像記録等に係る告訴相談がなされた場合にも、相談の聴取、担当課の決定、受理・不受理の判断が迅速になされるよう、同体制の担当者に対して、法の罰則や性的画像等の送信防止措置の内容等について周知徹底し、対応に遺漏のないようにすること。

(3) 被害少年への対応における配慮

被害者が少年である場合には、指導・助言等の適切な支援を行うとともに、その精神的被害を回復するため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、継続的支援を行うこと。その際、公認心理師や臨床心理士の資格を有する警察職員による支援や、学校等の関係機関、ボランティア等と緊密に連携し、状況に応じたきめ細やかな活動の実施に努めるとともに、再被害及び被害拡大の防止に必要な措置、被害少年に関する情報の保護、事情聴取における被害少年への配慮すべき事項等に十分に留意し、対応に遺漏のないようにすること。

5 関係機関との情報共有・連携強化

私事性的画像記録等に係る相談への対応は、警察のほか、地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的対応窓口、法務省の人権擁護機関（地方法務局等）、日本司法支援センター（法テラス）、教育関係機関、婦人相談所、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等が考えられ、被害者がいずれの窓口にもアクセスしたとしても、相談内容に応じて最も適切な関係機関に確実に引き継がれるようにする必要がある。したがって、他機関において警察が対応すべき事案を認知した場合には速やかに警察への連絡がなされるよう、また、警察に相談があった場合で、その内容、相談者の意向等に照らして、警察以外の機関による対応が必要と認められる場合には当該機関へ迅速に引き継ぐことができるよう、平素から関係機関との情報共有及び連携の確保・

拡充に努めること。

6 広報啓発活動及び被害防止教育の推進

各種広報啓発活動を通じて、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動をより一層推進すること。また、非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、私事性的画像記録等をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育活動を推進すること。

7 いじめ問題としての対応

学校におけるいじめの態様として、携帯電話で児童生徒（以下「児童等」という。）の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載するなどの行為が想定され得るところ、法により規制される私事性的画像記録等に係る事案が学校におけるいじめとして敢行されることも考えられる。このような場合には、被害児童等又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるか意向を確認し、学校等と緊密に連携しつつ、被害児童等の立場に立った捜査・調査活動を推進するなど、警察としての確な対応を行うこと。

8 教養の徹底

私事性的画像記録等に係る事件相談、画像の削除等に対応し得る担当者に対しては、法の内容に関する教養を行い、対応に遺漏のないようにすること。また、その他の職員に対しても、法の目的、処罰規定の内容等について、例会、随時の教養等あらゆる機会を活用して確実に教養を行うこと。